

第 6 2 号議案

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 7 年 8 月 2 7 日提出

豊川市長 山 脇 実

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(豊川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 豊川市職員退職手当支給条例(昭和 3 0 年豊川市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法(昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号)第 8 4 条第 2 項」を「厚生年金保険法(昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号)第 4 7 条第 2 項」に改める。

(豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 2 条 豊川市消防団員等公務災害補償条例(昭和 4 1 年豊川市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項の表傷病補償年金の項中「(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号)、私立学校教職員共済法(昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 1 3 年法律第 1 0 1 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。))の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)」を削り、同表障害補償年金の項中「(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組

合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」を削り、同表遺族補償年金の項中「（当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）」を削る。

（豊川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第3条 豊川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年豊川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

（豊川市職員の再任用に関する条例の一部改正）

第4条 豊川市職員の再任用に関する条例（平成13年豊川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正後の豊川市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表傷病補償年金の項中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改

正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「改正前国共済法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」と、同表障害補償年金の項中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により改正前国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。））」と、同表遺族補償年金の項中「遺族基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により改正前国共済法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。））」とする。

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第2条の規定による改正後の豊川市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表障害補償年金の項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」と、同条第2項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41

条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」と、同条第5項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」とする。

(豊川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の豊川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。
- 5 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第3条の規定による改正後の豊川市

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

理 由

この案を提出するのは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるからである。